

兵庫陶芸美術館運営委員会公開要領

(目的)

第1条 この規程は、兵庫陶芸美術館運営委員会設置要綱第10条に基づき、兵庫陶芸美術館運営委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 前項のただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

(会議録)

第3条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条ただし書きに該当する事項は除く。

(開催周知)

第4条 会議の開催は、事前にインターネットや県広報誌等により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(傍聴人の定員等)

第5条 第2条の規定により会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員を10名とし、委員会は会場に傍聴席を設けるものとする。

- 2 傍聴を希望する者は、委員会の許可を得て、会議を傍聴することができる。

(傍聴の許可)

第6条 前条第2項に規定する許可の方法は、次のとおりとする。

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、開催予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。なお、会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合については、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場すること。なお、会議開会後の入場は認めない。

(傍聴証の着用)

第7条 傍聴人は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴の方法)

第8条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の各号の規定を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第9条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員会の許可を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項のただし書の規定により委員会の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

(報道関係者の取扱)

第10条 報道関係者は、上記第5条及び第6条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第7条から第9条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(会議秩序の維持)

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、委員長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、委員長又は部会長が退場を命じたとき。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月3日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失効する。

(様式第2号)

NO.

傍 聴 証

兵庫陶芸美術館運営委員会

令和 年 月 日

(様式第3号)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ 使用の有無	
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>兵庫陶芸美術館</p> <p>運営委員会委員長 様</p> <p>申込者 住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>	